

今こそ憲法を守る運動を

2012年12月の総選挙で、自公政権与党は衆議院で3分の2以上を占め、さらに日本維新の会・みんなの党など改憲を主張する政党も含めると、衆院では憲法96条に基づく改定発議が現実味を帯びてきた。これを裏付けるように「毎日新聞」の総選挙当選者アンケートでは、9条改定「賛成」72%、集団的自衛権「見直し」78%という結果が出ている（12月18日付）。自公政権の合意文書でも「憲法審査会の審議を促進し、改正に向けた国民的な議論を深める」と明記された。政権合意文書で改憲が初めて書き込まれたことになる。

自民党の方針は、まず衆参3分の2の賛成で改憲を発議すると規定した憲法96条の改定を行うこととされているが、その狙いは憲法9条の改悪であり、国防軍を整備し交戦規定を整備することである。同時に、選挙公約では「集団的自衛権の行使を可能とし『国家安全保障基本法』を制定します」と明記し、従来の政府の憲法解釈の変更を掲げている。4月に発表した自民党の憲法草案やこれらの法整備は、憲法九条を戦争放棄の規定から戦争をするための根拠規定に変えるものである。

すでに、安倍首相の第一次政権（2007年）で、改憲のための国民投票法が強行され、これで改憲の外堀が埋められたとすれば、今度は九条改定をしやすいようにするために集団的自衛権行使の法整備を狙っている。それはいわば内堀を埋める動きといえる。明文改憲と解釈改憲の両方を実現しようとする極めて危険な動きに警戒が必要である。

しかし、このような動きのもとでも、国民の意識は自民党と同一方向ではない。「朝日新聞」の世論調査（12月3日実施）では、「国防軍」創設には51%が「反対」であり、5月3日の調査では、9条について「変えるほうがよい」は30%に対し、

「変えないほうがよい」55%と、9条を守る世論は依然多数である。

総選挙後の「朝日」調査（12月17、18日実施）でも、自民・公明両党が合わせて衆院定数の3分の2を超える325議席を獲得したことについて「よかった」35%、「よくなかった」43%であり、「毎日」調査（12月26、27日実施）では九条改正「反対」52%、集団的自衛権「反対」37%と、改憲への危機意識を見て取ることができる。社会保障をめぐっても、小泉医療改革の復活とでもいふべき経済財政諮問会議と「骨太方針」などで、医療保険制度の給付範囲縮小や診療報酬マインナス改定の圧力が強まりつつある。「自立」「自助」を基底にして生活保護バッシングなども具体化されようとしている。

選挙結果を踏まえて、憲法九条を守ろうと訴える私たちにとっての課題は何か。医療や社会保障をめぐる課題は何か。二宮厚美氏（神戸大学名誉教授）を迎えて第15回の「憲法のつどい」を開きます。明快な切り口の講演にご期待いただきたい。

「あいち医師・歯科医師九条の会」第15回憲法のつどい

◆テーマ:「**どうする憲法、どうなる憲法**
～25条から憲法の今を考える」

◆とき:2月16日(土)午後3-5時

◆講師:二宮厚美氏
(神戸大学名誉教授)

◆ところ:保険医協会伏見会議室
(名古屋市中区錦1-13-26、名古屋伏見
スクエアビル9階、電話052-223-0415)



◆会費:医師・歯科医師 1,000円、一般市民 500円

医師九条の会がつどい

領土問題を機に改憲の危険が

浦部法穂氏(神戸大学名誉教授)が講演

「あいち医師・歯科医師九条の会」は第14回の憲法のつどいを10月6日(土)に中京大学名古屋キャンパスで開き、医師・歯科医師や市民ら38人が参加した。

浦部法穂氏(神戸大学名誉教授、法学館憲法研究所顧問)が「どうなる憲法? どうなる日本?」と題して講演した。

浦部氏は、尖閣諸島や竹島問題などをきっかけとして一気に改憲へ突き進むもうとする勢力があることを告発

した。その例として、野田政権が集団的自衛権を容認したことや、自民党が四月に示した新憲法案で国際協調や平和主義に一切触れず、領土保全に国防軍による武力行使も可能とするような内容を持っていること、橋下大阪市長らの維新の会が自民党の改憲案と呼応する政策を示していることをあげた。

そのために、領土問題の正しい理解が必要と述べた。尖閣諸島、竹島、北方領土などを「固有の領土」と主張する根拠は日中・日韓・日露間で双方に存在し、泥仕合になり解決せず、実効支配の現状を変えずに領土問題になり「棚上げ」して、海洋資源・海底資源などの実利を追求することの方が良いと述べた。

資料 「憲法改正のマジック 週のはじめに考える」(「中日新聞」社説 二〇一二年十二月九日付)

憲法で禁じた集団的自衛権の行使を法律によって可能にする、こんなからくりが国会で進みつつあります。実現すれば平和憲法はなし崩しになります。十六日投票の衆院選挙で集団的自衛権の行使容認を訴えているのは自民党、日本維新の会、国民新党など複数あります。公約には掲げていないものの、野田佳彦首相が「見直す議論を詰めていきたい」と述べるなど民主党の中にも容認派はいるようです。尖閣諸島などの問題や国内の行き詰まった状況がナショナリズムを高めているのでしょうか。

集団的自衛権行使へ

集団的自衛権とは何なのか。あらためておさらいします。1981年、政府は答弁書で、集団的自衛権について「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を實力をもって阻止する権利」と定義したうえで、「わが国が主権国家である以上、集団的自衛権を有しているが、憲法九条で許容される必要最小限の範囲を超え、行使は許されない」としています。

政府見解は定着しており、憲法改正を経なければ、集団的自衛権行使は認められないはずですが、「国家安全保障基本法」の制定によって行使が可能になるとの見方が政党間で急浮上しています。

例えば、自民党は七月の総務会で国家安全保障基本法の制定を決めました。まだ法案の概要しかありませんが、次に政務調査会が詳細な中身を定めていきます。

法案の概要をみると、第一〇条「国連憲章に定められた自衛権の行使」は、国連憲章五一条の規定を根拠に集団的自衛権の行使を認めています。第一条「国連憲章上の安全保障措置への参加」は、国連安保理決議があれば、海外における武力行使を認める内容となっています。

憲法解釈変える法律

どちらも憲法九条の解釈に明らかに反します。憲法違反の法案は国会提出さえできないのでは、そんな疑問が浮かびます。一面はその通りです。行政府の中央省庁が法案をつくる内閣立法なら、憲法との関係を審査する内閣法制局の段階でストップがかかり、国会提出には至りません。

国会議員が法案をつくる議員立法となれば話は別です。衆院、参院それぞれの法制局が審査して意見を述べますが、提出を決めるのは立法権のある国会議員。国会で法案を説明するのは提出議員のため、答弁に窮するような問題のある法案が提出に至ることはまずないのですが、前例があります。

二〇一〇年五月、中谷元・元防衛庁長官ら五人の議員が「国際平和協力法案」を衆院に提出しました。先月の衆院解散により審議未了で廃案となりましたが、海外での武力行使が不可避な自衛隊の活動が三項目含まれ、憲法違反が疑われる内容でした。

国家安全保障基本法案も、議員立法の手続きが予定されています。自民党はこの法律とともに集団自衛事態法、前出の国際平和協力法を制定し、自衛隊法を改定するとしています。

これらの法律が成立すれば、集団的自衛権行使や海外の武力行使が解禁されることになります。法律が憲法違反か審査する憲法裁判所のような規定がわが国にはないため、法律によって憲法解釈が変更され、「国のかたち」を変えるのです。やがて憲法が自衛隊活動の実態に合わないとの批判が起り新たな憲法が制定に至ると見込んでいるのではないのでしょうか。まるでマジックです。

国会で過半数を占めさえすれば、国家安全保障基本法は成立します。三分の二の国会議員の賛成や国民投票が必要な憲法改正と比べ、なんとお手軽なことか。与党であっても党内で反対され、この裏ワザはとらなかつたのですが……。

二〇〇七年、自民党の安倍晋三総裁は首相だった当時、自衛艦と並走する米軍艦艇の防衛、米国を狙った弾道ミサイルの迎撃など四類型を示し、集団的自衛権行使の容認を目指しました。いったいどの国が世界一の軍事力を誇る米国に対して正規戦を挑むというのでしょうか。

海外の武力行使が可能に

起こりそうなのは、米国による海外の戦争に参加して武力行使することではないでしょうか。第二次世界大戦後、各地で起きた戦争や紛争の多くは、米国や旧ソ連が介入して始まりました。「大量破壊兵器を隠し持っている」と言いがかりをつけて米国が始めたイラク戦争に英国は集団的自衛権を行使して参戦しました。イラクへは陸上自衛隊も派遣されましたが、憲法の規定から人道復興支援にとどまりました。日本の平和を守り、国民の安全を守ってきた憲法を法律でひっくり返す「法の下克上」は断じて認めるわけにはいかないのです。